

第2期計画の評価・課題	第3期成年後見制度に関する実態把握調査	
	ニーズ側	受け手側
広報・制度理解 成年後見制度に関する相談窓口が分かりづらい	利用につながりにくい状況 ・制度の内容や利用方法に対する理解が十分でない ・制度利用に対する心理的抵抗 ・制度利用を勧めるタイミングや判断の見極めが難しい	・受任可能件数の限界 ・対応困難事例のため受任の支障となっ ことがある ※法人後見事業の現状について ・体制整備が困難（兼務体制・専門職がない）のた - め実施できない（未実施事業所） ・困難事例の受任・法人後見専門員の不足
相談支援体制 ・支援が必要な人を把握した場合でも、制度利用につなげる適切なタイミングの判断が難しい ・身近な相談窓口での対応力に差が生じている ・専門的な相談に対応する窓口の設置が十分でない	相談支援体制が十分ではない ・専門的助言を受けることができる相談窓口が未整備 ・キャパオーバーで相談・対応が大変 ・支援者が制度の活用を判断するための情報や事例の共有、研修機会がない	
担い手の確保・育成 市民後見人の養成は実施しているものの、実際の活動につなげるためのフォロー体制が未整備	制度利用に係る手続きや費用の負担 ・申立手続きの煩雑さ ・手続きに要する時間が負担 ・申立費用や後見人報酬などの費用負担	
権利擁護支援体制（中核機関） チーム支援を推進するための中核機関の役割や在り方が十分に整理されていない	親族による支援が困難なケースへの対応 身元保証人や緊急連絡先の確保が困難なケースの増加	
	制度利用までの支援体制と地域で支える仕組み ・成年後見人選任までの期間において、医療費や介護サービス費の支払い、療養先への移行などの対応が困難 ・制度利用につながらない場合の、施設職員やケアマネジャー等が通帳管理など本来の役割を超えた対応。 ・成年後見制度は財産管理を中心とした制度であるため、身元保証や医療同意などには対応できない部分がある。	



村上市における課題
制度利用の入口に関する課題 （窓口） ・成年後見制度に関する相談窓口を分かりやすく整理し、市民や関係機関が適切な相談先につながる体制を整備する必要がある。 ・制度利用に至る前段階の相談にも対応できる総合的な相談体制を整備する必要がある。（判断） ・本人の判断能力の状況や生活状況に応じて、制度利用の必要性を適切に判断できる仕組みを整備する必要がある。（制度の理解不足や誤解） ・成年後見制度の仕組みや役割について、市民や関係機関の理解を促進するための普及啓発を推進する必要がある。 ・制度利用に対する誤解や不安を解消し、必要な人が適切に制度を利用できる環境を整備する必要がある。 ・申立て手続き等に関する支援体制を整備し、制度利用の負担軽減を図る必要がある。（職員体制） ・成年後見制度に関する相談支援を担う職員の専門性を確保するための研修や人材育成の体制を整備する必要がある。 ・相談件数や支援内容の複雑化に対応できるよう、安定した相談支援体制を確保する必要がある。
身寄りなしに関する課題 ・身寄りのない高齢者等が入院や施設入所を円滑に行えるよう、関係機関と連携した支援体制を整備する必要がある。 ・身元保証や緊急連絡先の確保に関する課題に対応する仕組みを整備する必要がある。 ・金銭管理や契約手続きの未払いリスク等に対応できる支援体制を整備する必要がある。 ・本人死亡後の手続きや残置物処理等への対応について、関係機関と連携した支援のあり方を整理する必要がある。 ・相続人が不在の場合の財産管理等について、関係機関と連携した対応体制を整備する必要がある。 ・医療に関する意思決定支援を含め、本人の意思を尊重した支援体制を整備する必要がある。
担い手に関する課題 ・専門職後見人の受任状況を踏まえ、安定した後見人確保のための体制を整備する必要がある。また、多様な担い手を確保する仕組みを整備する必要がある。 ・市民後見人が継続的に活動できるよう、養成後のフォローや支援体制を整備する必要がある。 ・担い手が安心して活動できるよう、相談支援や研修機会の充実を図る必要がある。 ・生活課題が複雑化する事例にも対応できる支援体制を整備する必要がある。
調整・中核機能の課題 ・成年後見制度の利用支援を担う中核機関の機能を強化する必要がある。 ・地域の関係機関との連携を強化し、情報共有や支援調整を行うネットワーク機能を整備する必要がある。 ・後見人候補者の受任調整について、透明性のある仕組みを整備する必要がある。